第９７号議案

豊川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年豊川市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「１９７，５００人」を「１８６，１００人」に改め、同条第４項中「９１，８１０立方メートル」を「７０，９００立方メートル」に改める。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、第７期拡張事業を施行するため、給水人口及び１日の最大給水量を見直す必要があるからである。